

「責任ある鉱物調達」対応の背景と調査実務

2022年6月

一般社団法人 電子情報技術産業協会 (JEITA)

責任ある鉱物調達検討会

【本資料のご利用上のご注意】

本資料は、JEITA 責任ある鉱物調達検討会 啓発・広報チームで作成したものです。
責任ある鉱物調達対応に関する情報について、なるべく幅広く、また正確を期すよう努力しておりますが、必ずしも最新の情報ではなく、正確ではない場合もありますことを、あらかじめご了承ください。

- 「責任ある鉱物調達」対応の背景
 - 「責任ある鉱物調達」を取り巻く環境の変化
 - 「責任ある鉱物調達」に影響を与える国際動向
 - 今後のトレンド（リスク拡大のイメージ）
- 川下企業のデュー・ディリジェンス（DD）
- 2022年調査対応 CMRT/EMRTの注意事項

Annex : 川下企業のDDグッドプラクティス

2022年度説明会 主なトピックス

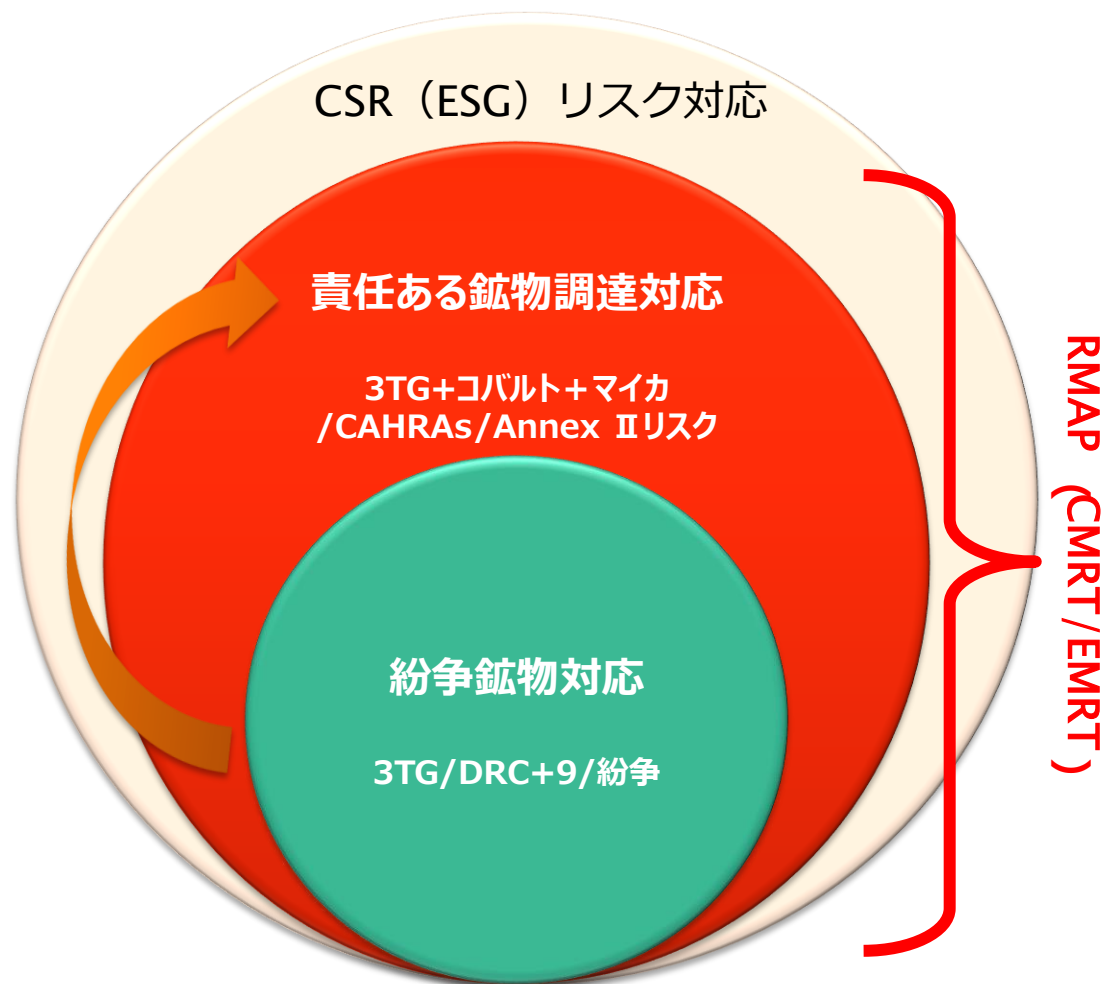
- ✓ 「責任ある鉱物調達」に影響を与える国際動向のアップデート
- ✓ 対象鉱物・リスク拡大の最新状況
- ✓ 拡張鉱物報告テンプレート（EMRT）の概要

- 「責任ある鉱物調達」対応の背景
 - 「責任ある鉱物調達」を取り巻く環境の変化
 - 「責任ある鉱物調達」に影響を与える国際動向
 - 今後のトレンド（リスク拡大のイメージ）
- 川下企業のデュー・ディリジェンス（DD）
- 2022年調査対応 CMRT/EMRTの注意事項

Annex : 川下企業のDDグッドプラクティス

責任ある鉱物調達とは

「CSRの観点から、人権侵害などのリスクのある鉱物を使用しないように努めること」



企業に求められる「責任ある鉱物調達」の範囲

近い将来は…

- ◆ 各国におけるデュー・ディリジェンス (DD) 関連法規制への対応
→ 多鉱物/サプライ (バリュー) チェーン全体/ESGリスク対応へ



現状 (2022年調査) は…

- ◆ RMIの製錬所監査プロセス (RMAP) がカバーする範囲
(3TG+コバルト+マイカ/CAHRAs/Annex IIリスク)



当初は…

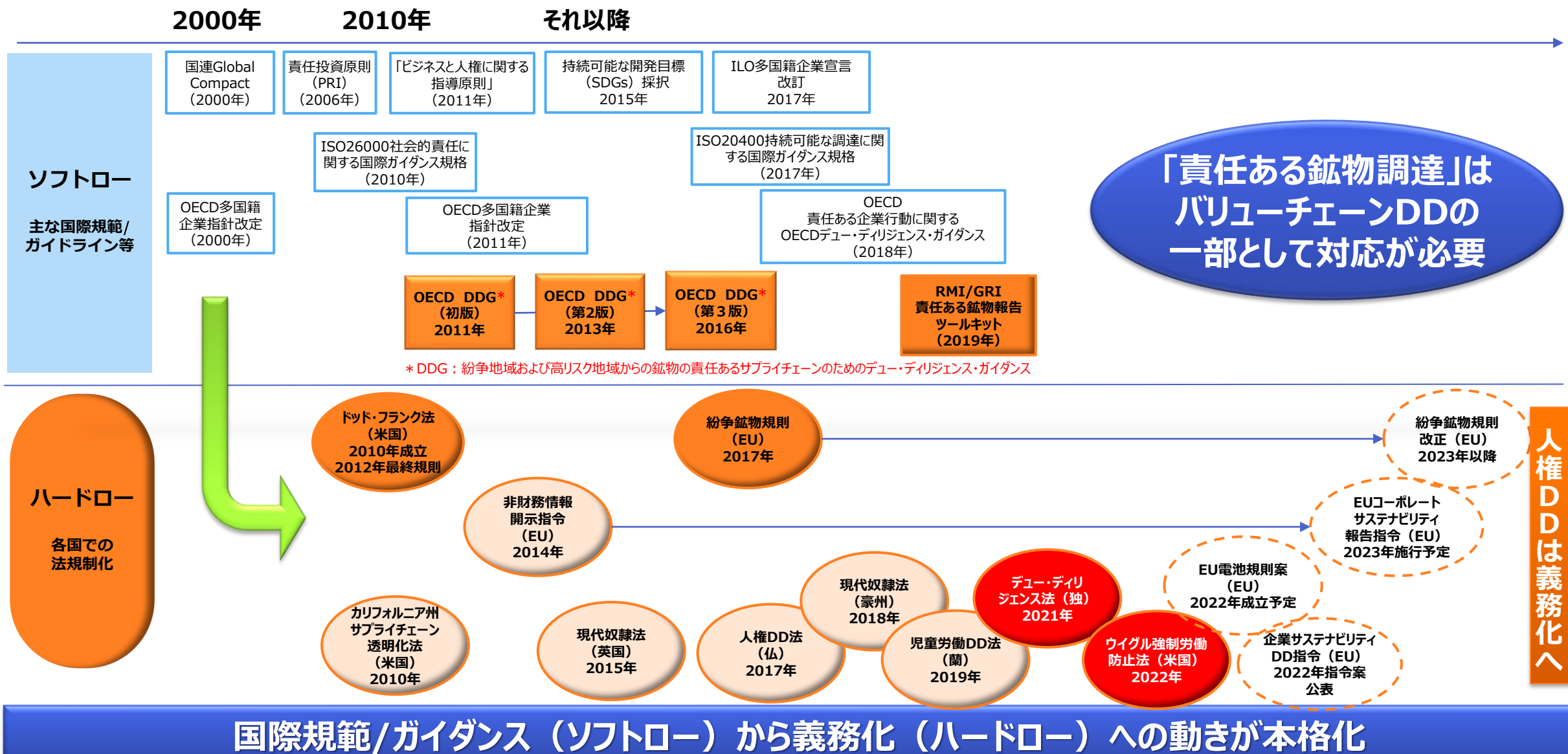
- ◆ 米国ドッド・フランク法に基づく対象範囲がベース
3TG/DRC+9/紛争への加担 (武装勢力への資金源)

加速する「責任ある鉱物調達」



責任ある鉱物調達は、対象鉱物・リスク・地域の対象拡大への対応が不可避へ

「責任ある鉱物調達」を取り巻く国際社会の動き



(参考) 欧米等による人権を理由とした規制の例①

分類	国・地域	施策名	導入時期	対象	措置内容
人権DD	EU	企業サステナビリティDD指令	2022年2月 欧州委員会案発表	EU域内上場企業/EUで事業を行う全ての企業	人権DDの実施・開示を義務付け
	ドイツ	サプライチェーン法	2021年6月 連邦議会通過、 2023年施行予定	ドイツを本拠地とする企業、ドイツ国内に支店又は子会社を持つ企業 (2023年は従業員*3000名以上、2024年以降は1000名以上の企業を対象)	人権DDの実施・開示を義務付け
	英国	現代奴隷法	2015年 制定・施行	英国で事業を行っている世界売上高3,600万ポンド(約50億円)以上の企業	「奴隷と人身取引に関する声明」の毎年開示を義務付け
	フランス	企業注意義務法	2017年 制定・施行	所在地がフランス国内にありフランス国内で従業員5,000人以上の企業又は、所在地がフランス国内にあり国内外で1万人以上の従業員を雇用する企業	人権DDの実施・開示を義務付け
	オランダ	児童労働デューデリジェンス法 (議員立法)	2019年制定 (未施行)	・オランダに拠点を有し、同国市場に製品やサービスを提供する企業 ・拠点を有しなくとも、一年に2回以上同国市場に製品やサービスを提供する企業	児童労働に関しDDを行う旨を宣言し、当局に提出することを義務付け
	豪州(連邦及びNSW州)	現代奴隷法	2018年制定 2019年1月施行	豪州で事業をする年間売上高が1億豪ドル以上(約80億円)の企業 (NSW州では州法により5000万ドル以上(約40億円)の企業)	現代奴隷制度のリスク評価方法と軽減措置の報告義務付け
	カナダ	現代奴隷法を施行し関税を改正する法律(P)	未定(2020年10月上院に付託)	カナダで上場または活動する企業のうち、一定規模以上の企業(P)	人権DDの実施・開示を義務付け(P)
	米国 カリフォルニア州	サプライチェーン透明法	2010年制定 2012年施行	カリフォルニア州で事業を運営する、年間総売上1億ドル以上の小売事業者・製造業者	サプライチェーン上の奴隷労働や人身売買をなくす取組を開示
(その他) ノルウェー	事業の透明性及び基本的な人権等に関する法律	未定	ノルウェーで商品・サービスを提供する企業で、以下いずれか2つ以上の要件を満たす企業 (1)年間で雇用するフルタイム従業員が50名以上 (2)売上額が7000万クローネ(約9.4億円)以上 (3)バランスシートが計3500万クローネ(約4.7億円)以上	人権侵害を防ぐ措置を実施、情報開示等の義務付け	

2022年2月現在。経済産業省資料を元にJEITA作成。各法規制の内容等については最終的に個社でご確認・ご判断ください

(参考) 欧米等による人権を理由とした規制の例②

分類	国・地域	施策名	導入時期	対象	措置内容
輸入規制	米国	強制労働等によって生産された製品の輸入禁止	①2021年1月 ②2020年9月,12月 ③2021年5月 ④同6月 ⑤同10月 等	①綿・トマト製品すべて（中国・ウイグル関連） ②FGVホールディング又はサイム・ダービ・プランテーション製のパーム油（マレーシア関連） ③遠洋漁業金槍魚釣の魚介類（中国・大連関連） ④太陽光パネル材料メーカー合盛硅業（Hoshine Silicon Industry）のシリコン関連製品(中国・ウイグル関連) ⑤スーパーマックス社他の使い捨て手袋（マレーシア関連） 等	強制労働等の懸念があるとして米税関が発出する「違反商品保留指令」の対象となった製品を留保 ※輸入者は、強制労働等により生産された製品ではないとの証拠を提出し、税関に認められれば、差し止めは解除。
	カナダ	輸入禁止対象に強制労働による製品を追加	2020年7月	全部または一部が強制労働によって採掘、製造、生産された商品	関税定率法における輸入禁止対象に強制労働による製品を追加
	豪州	強制労働によって生産された製品の輸入禁止(P)	未定 (法案は上院を通過しており、今後下院で審議される予定)	全部または一部が強制労働によって採掘、製造、生産された商品 (P)	豪州関税法において強制労働による製品を輸入禁止対象に追加(P)
輸出管理	米国	ウイグル等における人権抑圧を理由としたEL掲載	2019年10月以降 累次に亘り実施	ハイビジョン、アイフライテック、中国公安分法医学研究所、ドローン大手DJI、太陽光パネル材料メーカー合盛硅業（Hoshine Silicon Industry）、新疆生産建設兵団(XPCC)等の機関・企業等	輸出用を規制 ※第三国からの輸出の場合（再輸出）にも適用
	EU	人権の保護等に関する輸出管理強化	2021年9月	サイバー監視システム等の輸出先	輸出許可申請が必要
	英国、カナダ	ウイグルへの自国製品の輸出管理	2021年1月	ウイグル	人権侵害に加担する製品の輸出を規制

2022年2月現在。経済産業省資料を元にJEITA作成。各法規制の内容等については最終的に個社でご確認・ご判断ください

2011年 国連「ビジネスと人権に関する指導原則 (UNGP)」 (いわゆるラギー原則)

- ✓ グローバル化・多国籍企業の出現に伴い、国家ではなくビジネスの主体である民間企業が、また自国内ではなく事業進出先の他国においても国境を越えて深刻な人権侵害を引き起こしている事象の増加が世界的に問題視
- ✓ 途上国・新興国でのガバナンスや法整備の欠如、経済的脆弱性、複雑な人種問題等が絡まりあう深刻な問題が生じている

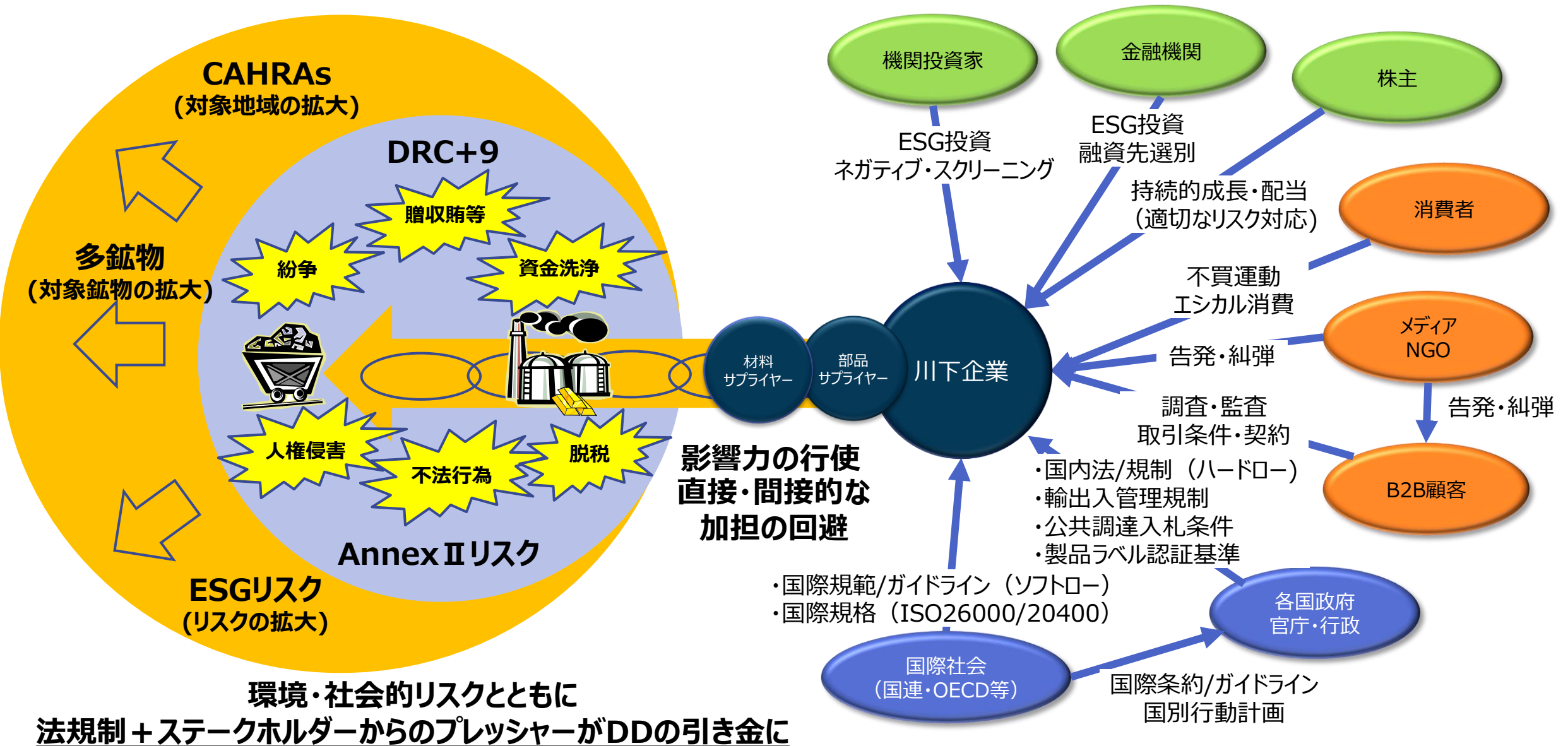
● 指導原則が企業に求めるもの

- ① 企業活動による人権への負の影響の惹起・助長の回避、およびそのような影響が生じた場合の対処
- ② (自ら助長していない場合であっても) 取引関係により自社の製品・サービスに直接関連する人権への負の影響についての防止・軽減

⇒企業がサプライチェーンでの人権DDを求められるきっかけとなり、その後の国際的な各種ガイドラインや、各国によるハードロー化・条約化・日本政府による政策内容はすべてこの指導原則の内容がベースとなっている

「責任ある鉱物調達」も「人権とビジネス」の文脈で語られ、その一部として企業に対応が求められていると理解しておくことが重要。

なぜ「責任ある鉱物調達」が求められるのか



- 「責任ある鉱物調達」 対応の背景
 - 「責任ある鉱物調達」 を取り巻く環境の変化
 - 「責任ある鉱物調達」 に影響を与える国際動向
 - 今後のトレンド（リスク拡大のイメージ）
- 川下企業のデュー・ディリジェンス（DD）
- 2022年調査対応 CMRT/EMRTの注意事項

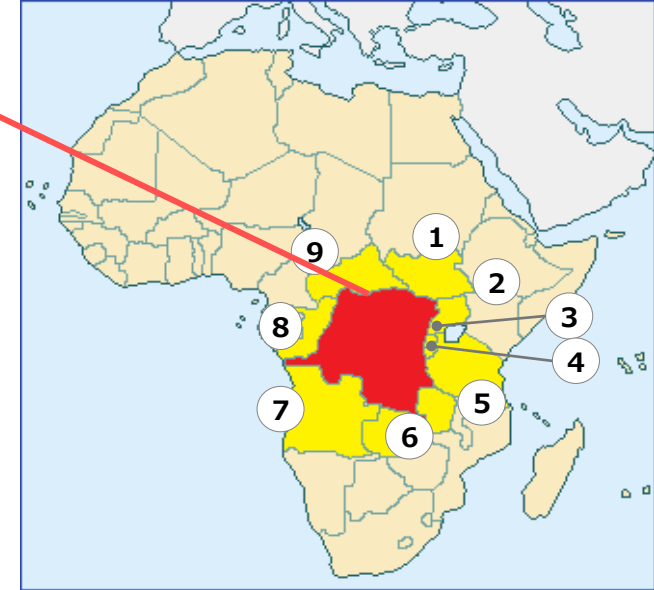
Annex : 川下企業のDDグッドプラクティス

米国金融規制改革法（ドッド・フランク法）

- **コンゴ民主共和国（DRC）及び周辺9か国で違法に採掘される鉱物資源を資金源とする武装勢力が引き起こし、人権侵害、環境破壊等が国際問題化。**
- **2010年7月に米国金融規制改革法（通称「ドッド・フランク法」）に以下の1502条が追加。**
 - ①「**タンタル、錫、タングステン、金（3TG）**」を紛争鉱物（**コンフリクト・ミネラル**）と定義
 - ②法の対象となる米国上場企業は、自社製品に使用される紛争鉱物が、これらの地域の武装勢力の資金源となっているかどうかを把握し、**年次で開示することを義務付けられました。**
- **2012年8月に最終実施規則が採択され、2013年より紛争鉱物調査が本格化。**

コンゴ民主共和国

- ①南スーダン共和国
- ②ウガンダ共和国
- ③ルワンダ共和国
- ④ブルンジ共和国
- ⑤タンザニア共和国
- ⑥ザンビア共和国
- ⑦アンゴラ共和国
- ⑧コンゴ共和国
- ⑨中央アフリカ共和国



- **米国ドッド・フランク法は現在も有効。**
…2013年の調査開始から9年が経過し、要求される回答精度・水準が高まっている。
- **ただし、輸出入規制強化（ウイグル強制労働防止法など）や、米国証券取引委員会（SEC）による気候関連情報の開示規則案（2022年3月）など、企業の調達活動に影響を与える米国政府の動向にも注意が必要。**

EU紛争鉱物規則 -米国法との比較-

	米国ドッド・フランク法 (DFA)	EU紛争鉱物規則
発効日	2010年7月 成立 2012年8月 SEC実施規則 施行	2017年7月 発効 2021年1月 全面適用 (デュー・ディリジェンス義務化)
対象者	米国上場の製造業者	EUに鉱物 (鉱石・未加工金属) を輸入する企業 (*) 部品・製品の状態で輸入している企業は対象外
対象リスク	武装勢力の資金源か否か	OECD ANNEX II ベース (児童労働を含む人権侵害全般)
対象鉱物	スズ、タンタル、タングステン、金	スズ、タンタル、タングステン、金
対象地域	DRC及び周辺国	紛争地域および高リスク地域 (CAHRAs)
事業者が行うこと	1. 3TG使用有無、原産国調査 2. サプライチェーンのデュー・ディリジェンス 3. 年次報告書提出	1. サプライチェーンのデュー・ディリジェンス 2. 年次報告書提出 3. EU加盟各国による事後確認

- EUのCAHRAsリストは2020年12月公開以降、予定通り4半期ごとに更新。次回は6月更新予定。
- 川下企業向けの透明性プラットフォームの公開は、2022年の予定。
→プラットフォームへの情報登録はボランティアだが、欧州川下企業のDDが活発化する可能性あり
- EUによる責任ある製錬所リストは2023年以降に公表の予定。
- EUによる規則の見直し (鉱物追加や川下企業へのDD義務化等) は、2023年以降となる見通し

EU紛争鉱物規則 - 紛争地域および高リスク地域 (CAHRAs)

OECDのDDガイダンス Annex IIにおける定義

紛争地域および高リスク地域 (CAHRAs) は、武力による紛争、広範にわたる暴力、もしくは人々に危害が及ぶその他のリスクの有無によって識別される。

武力による紛争は様々な形をとることがあり、例えば、2か国ないしそれ以上が関与することあれば、解放戦争、反乱、内戦などによることもある、国際的もしくは非国際的対立などである。

高リスク地域には、政情不安や抑圧、制度上の欠点、不安定などが見られる地域や、国内のインフラが崩壊した地域、さらに暴力が広範におよんでいる地域などがある。これらの地域では広範におよぶ人権侵害や、国内法または国際法違反が見られる。

EU紛争鉱物規則における定義

武力紛争の状態にある、又は紛争終結後の脆弱な状態にある地域その他、破綻国家のように統治及び治安が弱体化し、又は皆無で、人権侵害を含めた国際法の違反が広範囲にわたって組織的に横行している地域

<CAHRAs特定のための参考情報>

- EUは、CAHRAs特定のための法的拘束力のないガイドラインを公表

<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=CELEX:32018H1149>

- RMIは、CAHRAs特定のための参考となる情報ソースをウェブサイトで提供

<http://www.responsiblemineralsinitiative.org/minerals-due-diligence/risk-management/conflict-affected-and-high-risk-areas/>

- EUは、CAHRAsリストを2020年12月に公表。最新版は2022年3月版

<https://www.cahraslist.net/cahras>

EU紛争鉱物規則 -CAHRAリスト-

EU紛争鉱物規則に基づきEUが公表するCAHRAリスト <https://www.cahraslist.net/>



<EU CAHRAリストの概要> ※2022年3月現在

- ECの委託先 : Rand Europe
- 初版リリース日 : 2020年12月17日（四半期ごとの更新）
- 最新版リリース日 : 2022年3月30日更新（アゼルバイジャンの削除およびブルキナファソ、ミャンマーの地域追加）
次回は6月末更新予定
- リストの内容 : 29か国にわたる210地域（ブルンジ、エリトリア、リビア、ベネズエラ、ジンバブエは国全体を指定）
国／地域別の個別リスクレポートも公開

RMAP監査を受ける製錬業者は、このリストを含めて複数の情報ソースに基づきリスクを判断

(参考) CHARAsリストの変遷 (地域数の推移)

国名	2021年 3月	2021年 6月	2021年 9月	2021年 12月	2022年 3月
Afghanistan	34	34	34	34	34
Azerbaijan	-	4	4	3	-
Burkina Faso	5	5	5	4	5
Burundi	1	1	1	1	1
Cameroon	3	3	3	3	3
Central African Republic	17	17	17	17	17
Chad	4	4	5	5	5
Colombia	1	4	4	5	5
Democratic Republic of the Congo	26	26	26	26	26
Egypt	1	1	1	1	1
Eritrea	1	1	1	1	1
Ethiopia	2	4	5	5	5
India	2	2	2	2	2
Libya	22	22	1	1	1
Mali	4	4	5	5	5

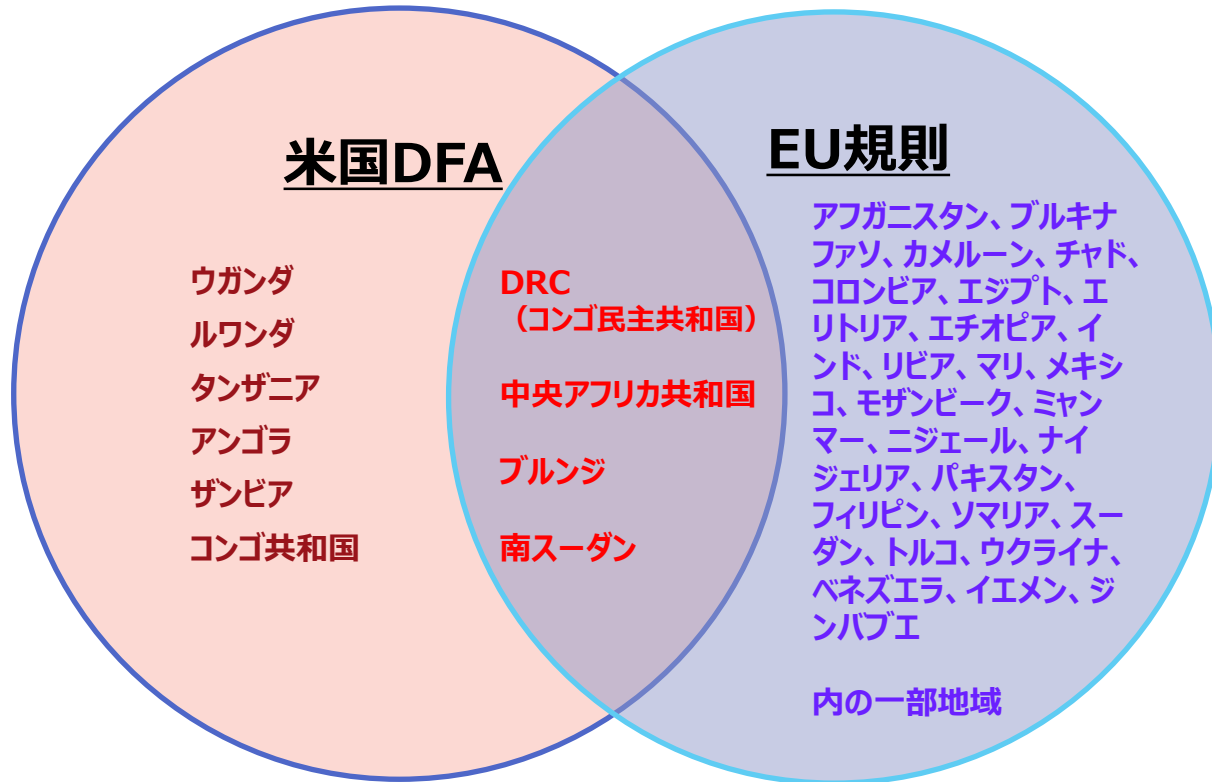
は、国全体が指定。赤字は前回更新時からの変化

国名	2021年 3月	2021年 6月	2021年 9月	2021年 12月	2022年 3月
Mexico	8	8	8	10	10
Mozambique	1	1	1	1	1
Myanmar	5	5	7	8	15
Niger	2	3	3	3	3
Nigeria	5	5	5	5	5
Pakistan	3	3	2	2	2
Philippines	2	2	2	2	2
Somalia	18	18	18	18	18
South Sudan	10	10	10	10	10
Sudan	5	7	6	7	7
Turkey	-	1	1	1	1
Ukraine※	1	2	2	1	2
Venezuela	1	1	1	1	1
Yemen	21	21	21	21	21
Zimbabwe	1	1	1	1	1
計	206	220	202	204	210

※ウクライナは今般のロシア・ウクライナ情勢は反映されていない

RMAPにおけるCAHRAの考え方

EUのCAHRAリストには、ドット・フランク法の対象国であるDRC+9の一部が含まれず



RMIはRMAP監査上のCAHRAsの
最低限の範囲を

- ・「DRC+9」
- ・「EUのCAHRAsリスト」
- ・「各製錬所がCAHRAと特定した地域」

と定義したガイダンス文書をRMIのウェブ
サイト上で公開

http://www.responsiblemineralsinitiative.org/media/docs/CMRT%206.x_%20Guidance%20Note%20Questions%203%20and%204.pdf

✓ CAHRAsリストは、**指標的で、網羅的ではない、定期的に更新される**リスト(indicative, non-exhaustive, and regularly updated list)であり、最終的には関連情報を参考に、**個社（または自社の顧客）の判断でDDを行う**必要がある。（顧客によってはEUリスト以外のCAHRAsを独自に定義する可能性もある）

「DRC及び周辺国の紛争リスク」

→ 「CAHRAsにおけるOECD Annex IIリスク」へ

OECD DD Guidance Annex II

紛争地域および高リスク地域（CAHRAs）からの鉱物の責任ある
グローバル・サプライチェーンのためのモデル・サプライチェーン指針

1. 鉱物の採掘、輸送、取引に関連した人権侵害（児童労働など）
2. 非政府武装集団に対する直接的または間接的支援
3. 公的または民間の保安隊による不法行為（みかじめ料）
4. 贈収賄および鉱物原産地の詐称
5. 資金洗浄
6. 政府への税金、手数料、採掘権料の未払い（脱税）

**対象鉱物・地域の拡大とともに、対象リスクもAnnex IIリスクに加えて、
ESGリスクへ拡大する方向**

EU紛争鉱物規則 -川下企業のための透明性プラットフォーム-

- **名称** : Responsible Minerals Information System (ReMIS)
- **対象鉱物** : 3TG+その他 (コバルト等)
- **言語** : 英語 + EU公用語
- **登録** : ボランティア
- **登録内容** : 企業のタイプ(上流・下流) 、セクター、取り扱い鉱物名、サプライチェーンスキーム、規則の対象か否か、デューデリジエンスの方針とその実施状況
- **登録対象** : EU域内の個人または法人 (各加盟国が妥当性をチェック)

公開時期は2022年以降の見込み (2022年3月現在)



欧州川下企業のDDが活性化され、法規制対応 (DFA/EU規則) の範囲を超えた調査依頼・問い合わせ等が増加する可能性あり

◎ OFAC (Office of Foreign Asset Control) 規制

<https://home.treasury.gov/policy-issues/office-of-foreign-assets-control-sanctions-programs-and-information>

- 米国の財務省外国資産管理室 (OFAC) が、外交政策・安全保障上の目的から、米国が指定した国・地域や特定の個人・団体との直接的/間接的な取引の禁止や資産凍結などの措置を講じる規制。
- 対象国家 (地域) :
キューバ、イラン、イラク、北朝鮮、スーダン、シリア、ジンバブエ、ベラルーシ、イエメン、ソマリア、リビア、コンゴ民主共和国、ロシア、ベネズエラ、レバノンなど。
さらに国レベルではなく、個人や組織にも制裁を課す制裁対象分野およびその内容も公表されている。
違法ダイヤモンド取引、麻薬、核拡散、テロリズム行為が対象。
- (参考) ロシア関連制裁プログラム
<https://home.treasury.gov/policy-issues/financial-sanctions/sanctions-programs-and-country-information/russia-related-sanctions>

- ✓ 米国企業は制裁対象の団体や個人との直接/間接的な取引がコンプライアンス違反となる恐れがあり、また、RMIも規制対象に対する製錬所監査ができないなどの影響がある。
- ✓ 日本企業も国内法 (外為法等) 上適法でも米国制裁法違反となる可能性もあり、注意が必要

◎ロシア・ウクライナ情勢による責任ある鉱物調達への影響

- RMIは3月10日、米政府などのロシア制裁を受け、RMAPへの影響に関する声明を発表。
- RMIは相互認証しているLBMAが対ロ制裁のため認証を一時停止したロシアの金精製所6社をRMAP適合リストから削除（2022年3月現在）。
 - CID000493 - JSC Novosibirsk Refinery - Gold
 - CID000929 - JSC Uralelectromed - Gold
 - CID001204 - Moscow Special Alloys Processing Plant - Gold
 - CID001326 - OJSC "The Gulidov Krasnoyarsk Non-Ferrous Metals Plant" (OJSC Krastsvetmet) - Gold
 - CID001386 - Prioksky Plant of Non-Ferrous Metals - Gold
 - CID001756 - SOE Shyolkovsky Factory of Secondary Precious Metals - Gold
- RMIは現在、RMAPに参加する製錬所13社から所有者/受益者及び組織体制に関する最新情報を入手し、それらが制裁対象者・事業体に関与するかどうかの確認中。
- 制裁は遡及効果を持たないため、指定された時期（本年3月）以降に適用されるが、制裁の影響については、個社で法務部門等確認することを推奨。
- 事業継続計画（BCP）の視点から顧客企業からの確認・調査依頼が増える恐れがある

◎ 米国ウイグル強制労働防止法 (UFLPA)

- 米国議会において、ウイグル製品の輸入を原則禁止する「ウイグル強制労働防止法」が成立。(2021年 12/8下院、12/16上院にて可決。12/23に、バイデン大統領が署名し成立。
2022年6月21日より措置適用開始)

- ① 新疆ウイグル自治区で一部なりとも採掘、生産、製造された製品は全て強制労働によるものと推定し輸入を禁止 (これまでも対象であった綿、トマト等から全製品へと対象拡大)。輸入禁止を避けるには、強制労働に依拠していないこと等を輸入者が証明する必要がある。
- ② 米政府に対し、ウイグル強制労働問題に対処するための同盟国、パートナー国との連携など外交「戦略」策定を義務付け
- ③ 新疆ウイグル自治区での人権侵害に関する**制裁** (資産凍結・米国入国・滞在禁止等) 発動理由として「強制労働による人権侵害」を追加
- ④ 米政府に対し、新疆ウイグル自治区で強制労働を行っている組織や優先的に取り締まるセクター等のリスト化、物品の特定方法など法執行のための「戦略」策定を義務付け。輸入者向けガイダンスも策定する。

【UFLPAウェブサイト】 https://www.cbp.gov/trade/forced-labor/UFLPA?language_content_entity=en

◎ EU 企業サステナビリティのデューディリジェンスに関する指令

- 指令案は2022年2月23日にリリース、大企業のコンプライアンスは指令施行の2年後から
- 目的：人権及び環境への負のインパクトに対応・防止し、持続可能な経済と社会の構築
- 範囲：自社、子会社及びバリューチェーン
- 対象：EU 企業 従業員平均 500 人以上、前年度の世界売上1 億5,000万ユーロ超
EU以外の企業 EU 市場における年間売上1億 5,000 万ユーロ超
高インパクト分野の業種（採掘、織物、農業など）年間売上4,000万ユーロ超など

□ デューディリジェンス

- 基盤となるのは国連人権とビジネスに関する指導原則及びOECD多国籍企業行動指針
- 要件
 - a) デューディリジェンスを方針に融合させる
 - b) 実在する又は潜在的な負のインパクトの特定
 - c) 潜在的な負のインパクトの防止と低減及び実在する負のインパクトの消滅と最小化
 - d) 苦情処理メカニズムの構築と維持
 - e) デューディリジェンス方針及び措置の効果のモニタリング
 - f) デューディリジェンスに関する情報開示

◎ EU電池及び廃電池に関する規則

- ✓ EUは、再生可能エネルギーの利用拡大のキーとなる、バッテリーのバリューチェーンを持続可能なものとするための法的枠組みとして、従来のバッテリー指令を改正する規則案を2020年12月10日に公表。
- ✓ 2022年3月現在、欧州議会・理事会で審議中で、2022年前期に批准される見込み

(本文) https://ec.europa.eu/environment/pdf/waste/batteries/Proposal_for_a_Regulation_on_batteries_and_waste_batteries.pdf

(付属書) https://ec.europa.eu/environment/pdf/waste/batteries/Annexes-Proposal_for_a_Regulation_on_batteries_and_waste_batteries.pdf

<責任ある鉱物調達取り組みへの影響>

- 事業者に対して人権・環境面のリスクを評価するプロセス（デュー・ディリジェンス）の実施を義務付け。
- **コバルト、天然黒鉛、ニッケル、リチウムとその化合物**を対象とするとともに、評価すべきリスクが多様。
- 責任ある原材料調達のためのDD義務は、EU市場における**全ての電池及び電池搭載製品の輸入者に拡大される可能性あり。**
- 原材料のDD義務は、OECD多国籍企業行動指針に従う**バリューチェーン全体**の人権・環境DDとなる見込み
- 詳細な実施方法については、今後、欧州委員会がガイダンスを策定していく予定。

4種類の鉱物

- ・コバルト ・天然黒鉛
- ・ニッケル ・リチウム
- + 上記の化合物



9種類のリスク

- ・大気 ・水 ・土壌 ・生物多様性 ・人の健康
- ・労働者の健康と安全 ・児童労働を含む労働権
- ・人権 ・共同体生活

対象「原材料」拡大その他の動き

■ Material Insight (<https://www.material-insights.org/>)

○RMI/TDI Sustainabilityの共同プラットフォーム：

- 対象鉱物は21種（今後追加）
 - －ボーキサイト、ホウ素/ホウ酸塩、コバルト、銅、ジスプロシウム、金、グラファイト、鉄、鉛、リチウム、マグネシウム、マンガン、雲母、モリブデン、ネオジム、ニッケル、ニオブ、銀、タンタル、タングステン、亜鉛
- 各鉱物の主な用途・属性、主要な関連産業、産出国や、関連するサプライチェーンリスクについて概説
- 詳細情報は、RMIメンバー限定公開

■ Raw Material Outlookプラットフォーム (<https://www.rawmaterialoutlook.org/>)

○Drive Sustainability (EU自動車業界団体) のプラットフォーム

- 対象鉱物は10種（今後追加）
 - －アルミニウム、グラファイト、鉄鉱、マグネシウム、マンガン、モリブデン、ニッケル、レアアース、タンタル、亜鉛
- 市場情報およびバリューチェーンの人権・ESGリスク

- ✓ 多鉱物調査要求の背景や関連するリスクの理解に有用
- ✓ 対象となる原材料への関心と取組み手法は、さらに拡大する方向

(参考) 対象リスク拡大の動き

RRA (Risk Readiness Assessment : リスク準備評価)

鉱物／金属の生産者と加工業者が環境、社会、ガバナンスの実践とパフォーマンスを伝達するための自主的な自己評価・報告ツール。

業界の優れた慣行の共通の理解を促進し、鉱物サプライチェーンのリスク評価・管理手法を促進することが目的。

対象金属・鉱物(22種類)

アルミニウム、アルミナ、ボーキサイト、コバルト、銅、金、黒鉛、鉄鉱石、鉛、リチウム、雲母、モリブデン、ニッケル、パラジウム、プラチナ、希土類元素、銀、鋼、タンタル、スズ、タングステン、亜鉛。

リスクエリアと業界規範(32項目)

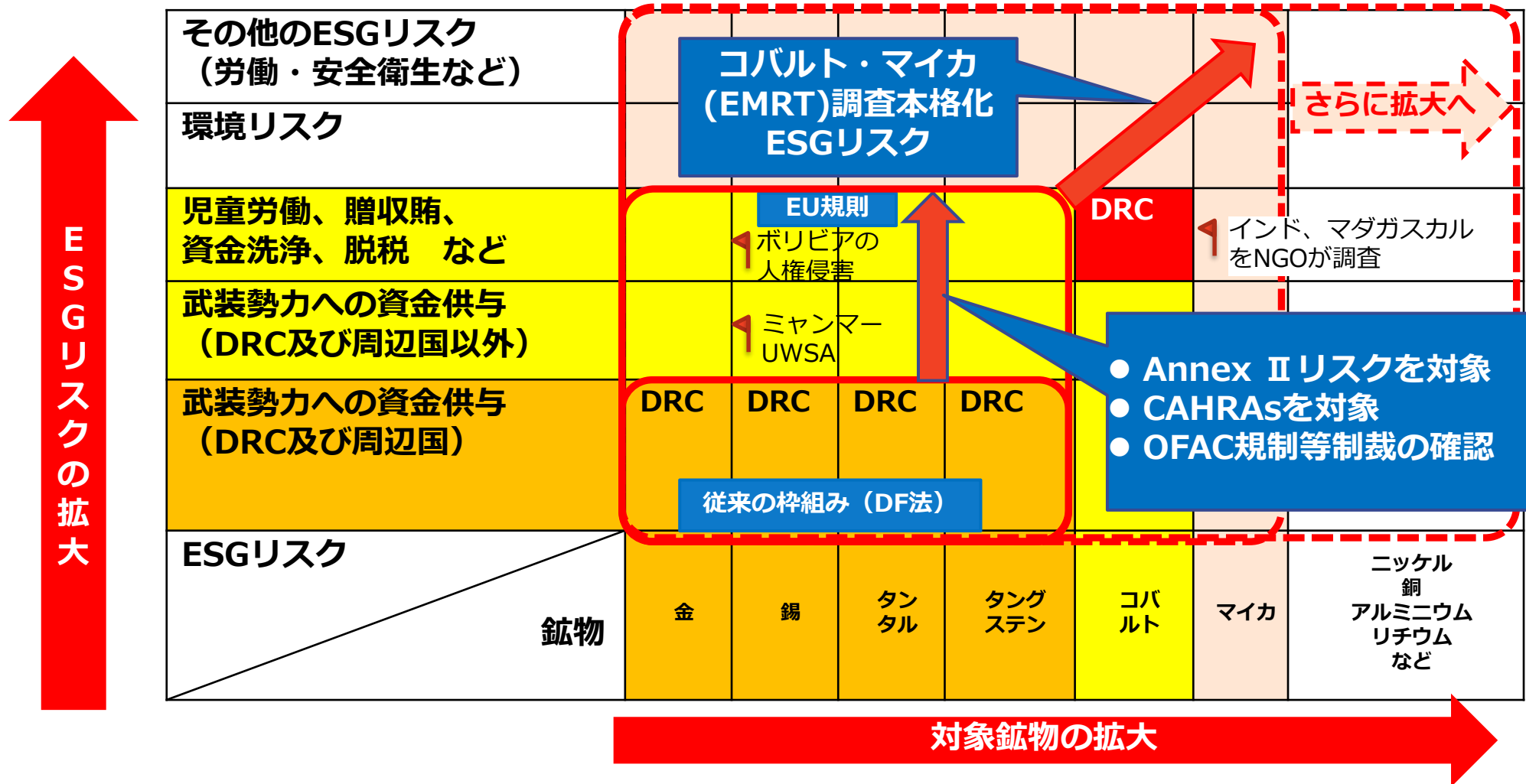
- | | | |
|---------------------|--------------------|-------------------------|
| 1. 法令順守 | 12.労働安全衛生 | 23.地域の健康と安全 |
| 2. ビジネスインテグリティ | 13.従業員苦情処理メカニズム | 24.コミュニティ開発 |
| 3. ステークホルダーエンゲージメント | 14.環境リスクマネジメント | 25.中小零細鉱山 |
| 4. ビジネスリレーションシップ | 15.温室効果ガス (GHG) 排出 | 26.人権 |
| 5. 児童労働 | 16.エネルギー消費 | 27.治安と人権 |
| 6. 強制労働 | 17.淡水の管理と保全 | 28.先住民の権利 |
| 7. 結社の自由および団結権 | 18.廃棄物管理 | 29.土地の取得と再定住 |
| 8. 差別およびハラスメント | 19.尾鉱管理 | 30.文化遺産 |
| 9. ジェンダーイコール | 20.汚染 | 31.サプライチェーンのデュー・ディリジェンス |
| 10.労働時間 | 21.生物多様性および保護地域 | 32.透明性と情報開示 |
| 11.報酬 | 22.鉱山の閉鎖と開拓 | |

将来的に鉱物およびリスクはさらに広がる可能性がある

- 「責任ある鉱物調達」 対応の背景
 - － 「責任ある鉱物調達」 を取り巻く環境の変化
 - － 「責任ある鉱物調達」 に影響を与える国際動向
 - － 今後のトレンド（リスク拡大のイメージ）
- 川下企業のデュー・ディリジェンス（DD）
- 2022年調査対応 CMRT/EMRTの注意事項

Annex : 川下企業のDDグッドプラクティス

今後のトレンド（リスクの拡大イメージ）



企業が『責任ある鉱物調達』のために考慮すべき
 鉱物／地域／リスクは今後も拡大する方向

- 「責任ある鉱物調達」 対応の背景
 - － 「責任ある鉱物調達」 を取り巻く環境の変化
 - － 「責任ある鉱物調達」 に影響を与える国際動向
 - － 今後のトレンド（リスク拡大のイメージ）
- **川下企業のデュー・ディリジェンス（DD）**
- 2022年度調査対応 CMRT/EMRTの主な変更点

Annex : 川下企業のDDグッドプラクティス

川下企業による国際的なイニシアティブ

RBA (Responsible Business Alliance) <http://www.responsiblebusiness.org/>

グローバルサプライチェーンにおけるCSRを促進する世界最大の産業アライアンス。

電機・自動車・小売り業界などから200社以上が加盟。RBA行動規範を策定・公表している。

日本企業は23社が加盟（2022年4月現在）：

ブラザー工業、キヤノン、EIZO、富士フィルムビジネスイノベーション、富士通、船井電機、キオクシア、コニカミノルタ、KYOCERA AVX Components Corporation、京セラドキュメントソリューション、三菱電機、ニコン、パナソニック、ルネサスエレクトロニクス、リコー、セイコーエプソン、千住金属、シャープ、ソニーグループ、住友電工、TDK、東京エレクトロン、東芝

RMI (Responsible Minerals Initiative) <http://www.responsiblemineralsinitiative.org/>

RBAの下部組織で、サプライチェーンにおける責任ある鉱物調達の問題に取り組むさまざまな業界の企業にとって、最も活用され尊敬されているリソースの1つ。全世界で400社以上が加盟。

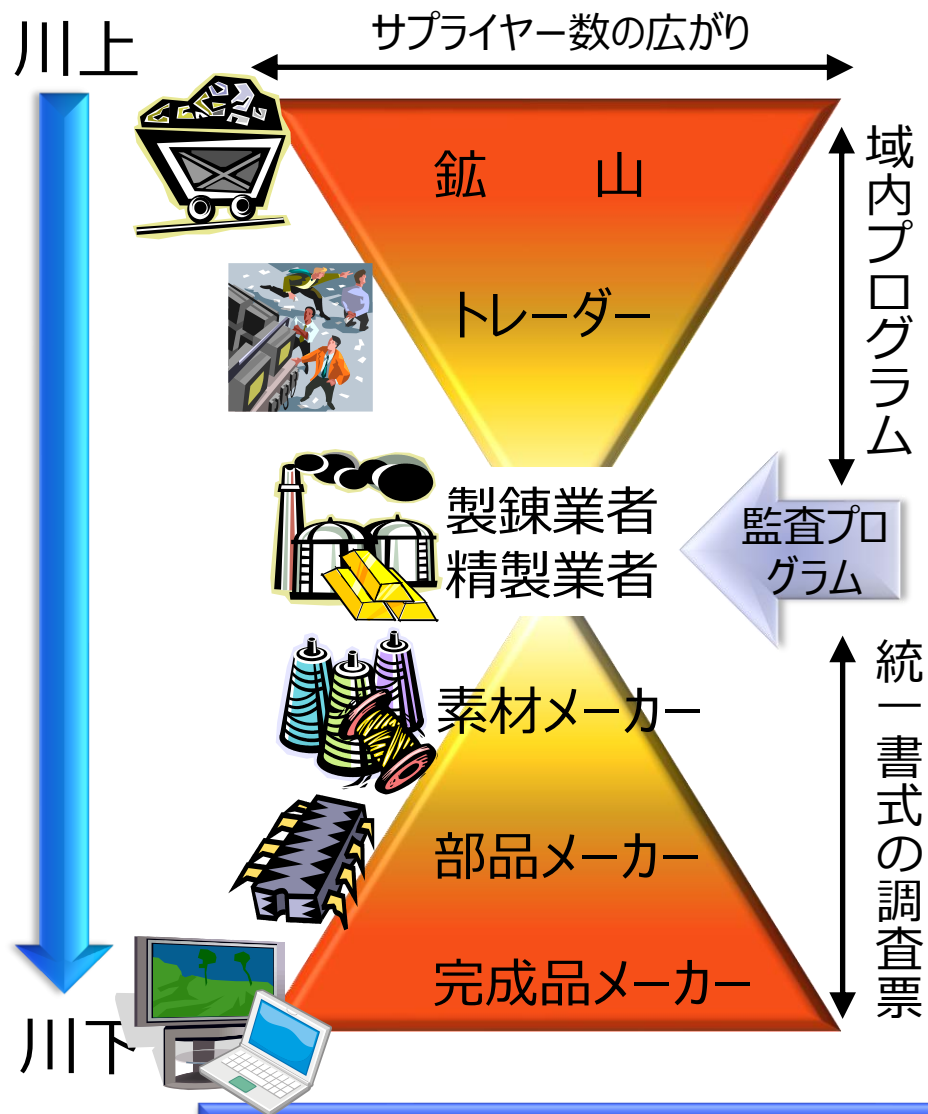
CMRTやEMRTなどの帳票を策定・公表し、RMAPの監査基準等を策定。

日本企業も多数参加。JEITAもAssociation Memberとして加盟。

※JEITA責任ある鉱物調達検討会加盟企業がRMIに加盟する場合、年会費の減免措置あり

メンバーシップが海外の公共調達や製品認証の要件となっているケースも

Responsible Minerals Assurance Process (RMAP)



- 個社が単独で3TGの原産地を調査すると、莫大なコストと時間が発生。

RMAPの調査手法

長いサプライチェーン階層の中で、比較的数量が少ない製錬業者の上下で2つに分け、調査の効率化を図る。

- 製錬業者から川上は、域内プログラムおよびRMAP等により製錬業者を監査し、製錬された鉱物の起源を判定
- 製錬業者から川下は、調査票を統一(CMRT)し、調査を効率化。

RMAPはEU規則においても、スキーム認証される見通し。コバルト・マイカ調査も基本的な考え方は同じであり、川下企業の役割は製錬・精製業者（加工業者）を特定すること

RMAP (Responsible Minerals Assurance Process : 責任ある鉱物保証プロセス)
CMRT (Conflict Minerals Reporting Template : 紛争鉱物報告テンプレート)

監査基準は3TG基準の他、汎用鉱物基準、ESG基準などがある

デュー・ディリジェンス（DD）とは？

デュー・ディリジェンス

⇒リスク査定（サプライチェーンの透明性を確保）

⇒サプライチェーンを透明化し、原材料の由来に人権侵害などの問題の有無を確認、問題が確認された時には是正する活動

OECDデュー・ディリジェンスは、その活動指針

【正式名称】

OECD Due Diligence Guidance for Responsible Supply Chains of Minerals from Conflict-Affected and High-Risk Areas

OECD紛争地域および高リスク地域からの鉱物の責任あるサプライチェーンのためのデュー・ディリジェンス・ガイダンス

【目的】

企業が人権を尊重し、供給業者の選定を含む資源調達に関する意思決定を通じて紛争に手を貸してしまうことを回避するための支援を目的として作成

デュー・ディリジェンス（DD）の5ステップ

〔目的を達成するための5段階の枠組み〕

- ステップ1：強固な企業管理システムの構築
- ステップ2：サプライチェーンにおけるリスクの特定と評価
- ステップ3：特定されたリスクに対処するための戦略の構築と実施
- ステップ4：独立した第三者による製錬／精製業者のデュー・ディリジェンス行為の監査を実施
- ステップ5：サプライチェーンのデュー・ディリジェンスに関する年次報告

＜川下企業が取り組みの参考にすることができるリソース＞

OCEDガイダンス すず、タンタル、およびタングステンに関する補足書／金に関する補足書

(外務省ウェブサイト)

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/csr/housin.html>

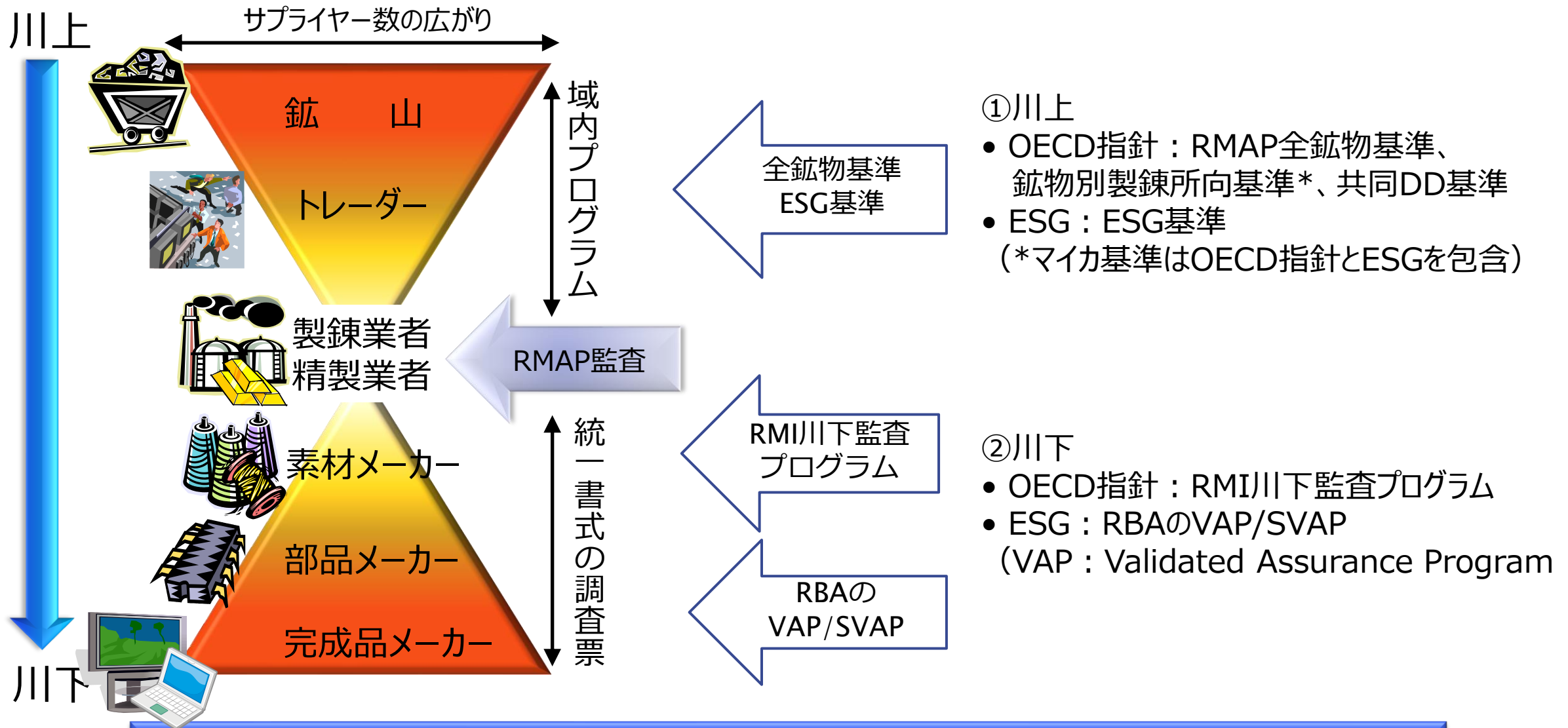
RMI Downstream Assessment Program (DAP)

(RMI ウェブサイト)

<http://www.responsiblemineralsinitiative.org/responsible-minerals-assurance-process/downstream-program/>

顧客企業のデュー・ディリジェンスの一環として、DAPに基づく監査受審の要請を受ける可能性もあり、内容を確認の上、自社の取り組みについて自己評価しておくことを推奨

サプライチェーン全体をカバーする各監査基準



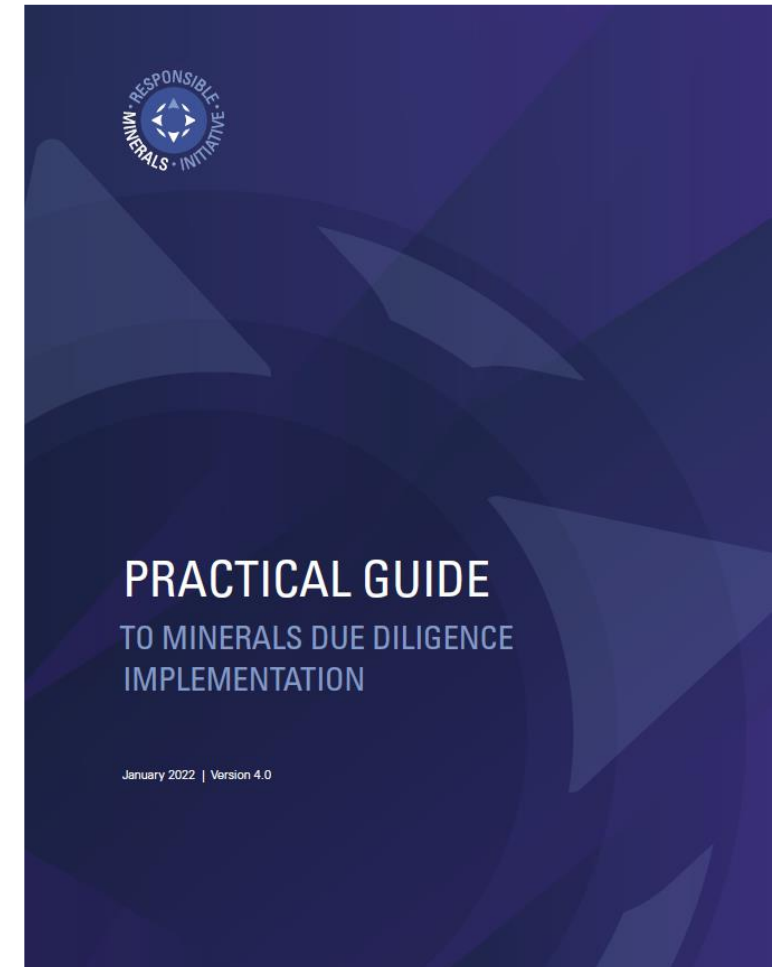
デュー・ディリジェンス（DD）の5ステップ事例

OECDガイドンスの5ステップ	取り組み例
ステップ1： 強固な企業管理システムの構築	<ul style="list-style-type: none"> ・「責任ある鉱物調達方針」の策定し、社内外へ周知する ・調査体制組織（取り組みや課題を経営トップと共有し意思決定） ・サプライヤーとの協力関係の強化（調査説明会等の実施） ・CMRT/EMRT（およびコミュニケーション記録）を少なくとも5年間保管する
ステップ2： サプライチェーンにおけるリスクの特定と評価	<ul style="list-style-type: none"> ・CMRT/EMRTを使用したサプライヤー調査 ・調査依頼時に自社の期待（Conformantなど）を伝える ・受領したCMRT/EMRTの確認手順の明確化（リスクの検知・特定） <ul style="list-style-type: none"> ✓ 明らかに精錬所ではない(商社等)をリストから排除 ✓ RMIがStandard Smelter Name(標準的製錬業者)と定めたリストと突合（全ての精錬所を網羅してる訳ではない/リストにないものはサプライヤーに確認等） ✓ RMAP認証製錬業者リストと突合し、非認証精錬所(リスク有)を割り出す（その他国際的に認知された認証プログラムにLBMA、RJCなどがある）
ステップ3： 特定されたリスクに対処するための戦略の構築と実施	<ul style="list-style-type: none"> ・特定されたリスクの緩和・軽減策の検討と実施 <ul style="list-style-type: none"> ✓ 非認証精錬所がリストにあるサプライヤーに確認/認証精錬所を要請（非認証精錬所であっても紛争に関わる鉱物でないと合理的に説明できるか） ✓ 武装勢力や人権侵害などに関わる精錬所との関係が明らかになった場合、取引停止に向けた検討を行う。
ステップ4： 独立した第三者による製錬／精製業者のデュー・ディリジェンス行為の監査を実施	<ul style="list-style-type: none"> ・RMAP監査プログラムの活用 ・製錬所に対するRMAPへの参加働きかけ（業界を通じて実施）
ステップ5： サプライチェーンのデュー・ディリジェンスに関する年次報告	<ul style="list-style-type: none"> ・CSR報告書や自社ホームページ等で自主的なデューディリジェンス状況を報告

□ 改訂版（Version 4） 2022 年 1 月リリース

□ 主な内容

- OECD 指針 5 ステップ^o+ SEC 規則関連 EU 紛争鉱物規則関連
- EU 紛争鉱物規則の説明
- NGO/ ステークホルダーの期待
 - OECD 評価及びモニタリングフレームワーク
 - Responsible Sourcing Network の紛争鉱物報告書評価基準
- 浮上する課題
 - EU 企業サステナビリティ報告指令（ CSRD
 - RBA 行動規範 Ver7「責任ある鉱物調達」項目
 - EU 電池規則、その他の ESG 報告関連
- 事例（川上分野の取り組み、リスク評価管理）
- リンク：
https://www.responsiblemineralsinitiative.org/media/docs/RMI_PracticalGuide_DD.pdf



□日本

2022年3月 経済産業省がサプライチェーンにおける人権尊重のためのガイドライン検討会を設置

https://www.meti.go.jp/shingikai/economy/supply_chain/index.html

□EU

2021年7月 サプライチェーンの強制労働リスクに対処するガイダンスを発表

https://trade.ec.europa.eu/doclib/docs/2021/july/tradoc_159709.pdf

□米国

2021年5月 ソーラー業界が業界ガイダンスである「ソーラーサプライチェーントレーサビリティ」プロトコルを公表

<https://www.seia.org/research-resources/solar-supply-chain-traceability-protocol>

- 「責任ある鉱物調達」 対応の背景
 - － 「責任ある鉱物調達」 を取り巻く環境の変化
 - － 「責任ある鉱物調達」 に影響を与える国際動向
 - － 今後のトレンド（リスク拡大のイメージ）
- 川下企業のデュー・ディリジェンス（DD）
- **2022年調査対応 CMRT/EMRTの注意事項**

Annex : 川下企業のDDグッドプラクティス

2022年調査対応で使用する帳票

■ CMRT : Rev.6.22 (2022/5/11 最新版)

→4/23 (Rev. 6.2) 、5/6 (Rev.6.21) がリリースされるもいずれもマイナーなバグ修正のみ

<Rev.6.1からの主な修正内容>

- Instruction の表現一部修正 (IPC-1755 との整合)
- Country Code の最新版へのアップデート
- チェッカー機能の一部修正
- Product List の行挿入・削除機能の追加
- Smelter List の説明部縮小
- C 列で、"Smelter not listed" or "Smelter not yet identified"を選択した後、D列で、SSN 表記が含まれる場合の自動表示

調査実務に大きな影響を与える修正はなく、
基本的に昨年調査と同じ要領で回答すればよい。

※CMRTの具体的な記入要領については、別途JEITAウェブサイト資料を掲載予定

2022年調査対応：拡張鉱物調査帳票（EMRT）について

■ EMRT（Extended Mineral Reporting Template）：

→2021年10月20日初版（Rev1.0）リリース。最新版は、12/23にリリースされたRev1.02。

EMRT記入ガイド（英語版のみ）も同日公開

<https://www.responsiblemineralsinitiative.org/media/docs/EMRT%201.0%20Completion%20Guide.docx>

※11/23（Rev. 1.01）、12/23（Rev.1.02）の改定はいずれもマイナーな修正のみ

（中国語翻訳の修正ほか）

対象鉱物：コバルト・天然マイカ

→設問1の選択肢に「Not applicable for this declaration」が追加され、いずれかの鉱物のみの回答も可能（顧客等へ事前に対象鉱物の確認が要）

→Declarationシートの設問1）～7）は、設問3を除き、コバルト、天然マイカ別に回答選択可能。（設問3はリサイクル/スクラップに関する設問）

→設問A～Fは、設問Cのみ鉱物別に回答選択可
（設問Cは認証製錬業者から調達を要求しているかの設問）

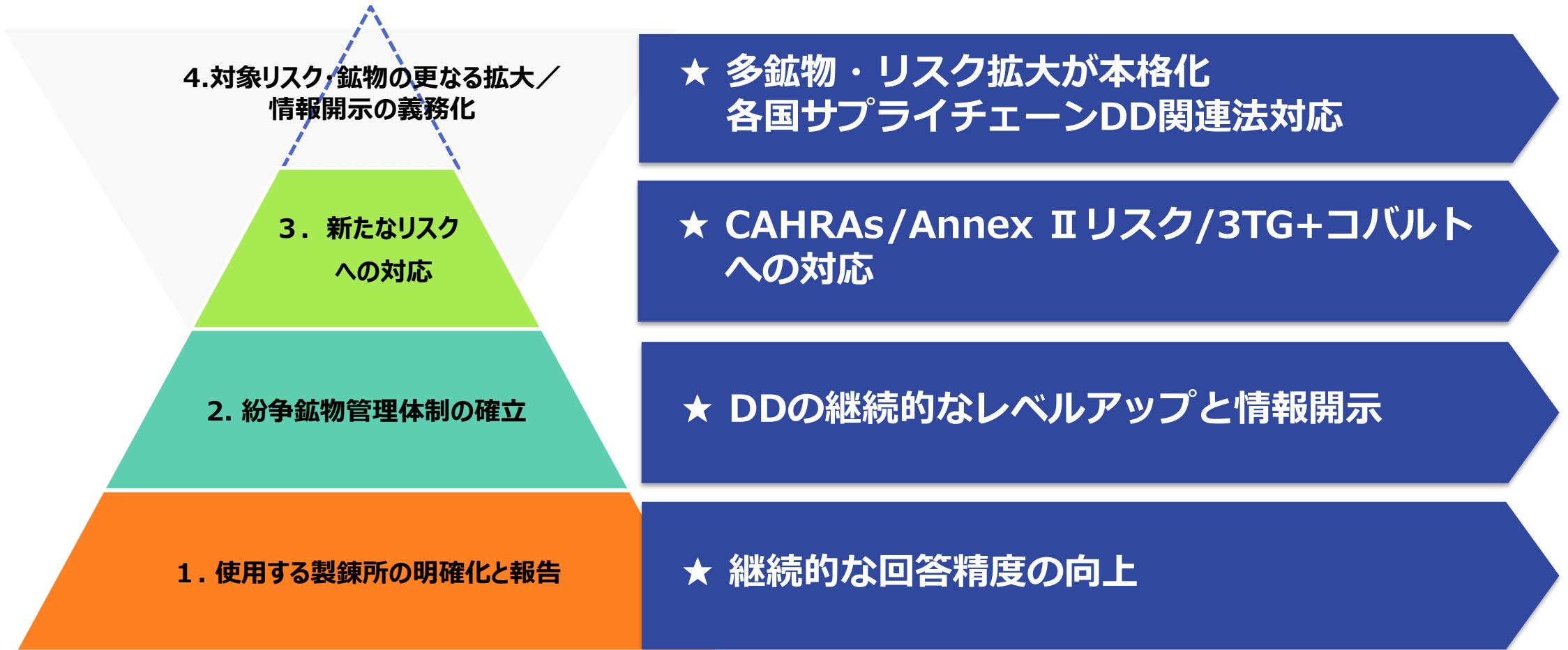
✓ EMRTの正式リリースにより、CRTおよびMRTは2022年3月末でRMIウェブサイトより削除

✓ 次回改定は2022年秋の予定

✓ 将来的に、その他鉱物もEMRTに追加・統合されていく方向

※EMRTの具体的な記入要領については、別途JEITAウェブサイトにて資料を掲載予定

まとめ



対象鉱物、対象地域、対象リスクの拡大へ
責任ある鉱物調達のミッションがますます重要になります